

事業者の配管の誤接続による 水道本管への井戸水ろ過水の逆流事故の発生について

水道局の2月定期検針で、原因事業者の使用水量が通常より著しく多かったため、再検針、聞き取り調査をしたところ、原因事業者の事業所内で井戸水配管と水道給水管の誤接続により井戸水の水道本管への逆流を確認しましたのでお知らせします。

1 発生場所

東区西大寺新地地内

2 原因事業者

株式会社アイスライン アイス事業部

住所:東区西大寺新地150-1

電話:086-944-8557

3 概要

原因事業者は、井戸水を膜ろ過、塩素消毒した水(以下「ろ過水」)を原料水として、ブロックアイス等を製造しているが、貯水タンク拡張工事のため、生産ラインのろ過水配管に水道給水管を違法(※)に接続し、一時的に水道水を原料水に切替えて営業していた。

貯水タンク拡張工事の完了に伴い、原料水をろ過水に戻したが、その際にろ過水配管と水道給水管との切り離しが出来ておらず、また水道本管の圧力よりもろ過水用ポンプの圧力が強かったため、ろ過水が水道本管(配水管)へ押し出され混入する逆流事故が発生した。

メーターの指示値から逆流した水量は約250m³と予想される。

※ 水道水の汚染を防止し安全を確保するため、水道給水管とそれ以外の管を接続することは、水道法で禁止されている。また、水道給水管の工事に伴い水道局に必要な給水装置工事申請もされていなかった。

4 経緯

令和7年1月24日 原因事業者が貯水タンク拡張工事に伴い水道局に無届けで配管工事を行い、原料水をろ過水から水道水に切り替える。

令和7年2月5日 水道局(受託業者)2月定期検針で、通常の使用水量が2か月で150~250m³のところ938m³と著しく多い結果を確認する。

- 令和7年2月 13日 原因事業者が、施設更新の完成に伴い再び原料水をろ過水に切替える。
- 令和7年2月 14日 水道局(受託業者)再検針。原因事業者から2月13日まで製氷に水道水を使用していたため使用水量が増えたと、聞き取りする。
- 令和7年2月 20日 水道局(受託業者)再検針。メーター指示数が2月14日の結果より減少していることを確認。原因事業者が調査を実施し、配管の誤接続を確認、切り離しを行う。

5 事故による影響

本件事故では7日間で約250^m、1日約40^mのろ過水が混入しましたが、配水管内にて希釈されており、かつすでに使用されているため、水質検査等を行うことが出来ません。

なお、本件について市民から水道局への健康相談等の連絡は本日まで入っていません。

6 その他

- ・配管イメージ図は別紙にてご確認ください。
- ・再発防止について、①地下水等の配管と水道給水管の接続禁止、②給水装置工事事業者による申請及び施工の必要性についてホームページ等を通じて周知を図ります。また、給水装置工事事業者には引き続き、研修会等を通じて、適切な工事について助言、指導します。

【参考】

○水道法(抜粋)

(給水装置の構造及び材質)

第16条 水道事業者は、この水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

○水道法施行令(抜粋)

(給水装置の構造及び材質の基準)

第6条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

(6) この給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

【問い合わせ先】

水道局総務部企画総務課 服部・江本 直通086-234-5906

【別紙】配管イメージ図

